

飛鳥病院入院のご案内

1. 入院手続き

入院時関係書類（3種）

「入院誓約書」、「同意書」、「入院患者預かり金管理及び日用品購入業務等医療外代行業務についての約定書」（預かり金（小遣い管理委託者のみ））に必要事項を記入押印の上、提出して下さい。

医療保護入院をされた方

上記の3種の書類の他に「入院同意書」等、ソーシャルワーカーの説明にそって記入押印の上、提出して下さい。

入院中に内容変更がありましたら、速やかに『事務受付』に御連絡下さい。

2. 連絡方法について

患者様の人権とプライバシーを保護する為に御家族の方にお知らせする番号です。

電話でのお問い合わせや面会時に必要になりますので、お忘れにならないようにご注意下さい。

連絡方法

3. 入院の諸費用について

① 一時預り金

入院時に一時預り金として5万円お預かりしています。退院時に返却しますので入院時にお渡しする「預り証」を退院時まで無くさないように保管して下さい。（返金は「預り証」と引換えになります）但し、入院費等に未精算がある場合には、充当させていただきます。

② 小遣い

- ・精神一般病棟（閉鎖病棟）に入院された患者様

入院時に小遣いとして2万円程お預かりします。（閉鎖病棟になりますので、一部自主管理を希望される方以外は病棟内に金銭の持ち込みは出来ません。）

- ・精神療養病棟（開放病棟）に入院された患者様

原則として全額自主管理していただきますが、患者様によっては、一部自主管理とさせていただきます。その場合は入院時に小遣いとして2万円程お預かりします。

- ★ 小遣いの管理を病院で行いますので1日につき110円（税込み）の管理手数料を頂きます。
- ★ 入院後は患者様の使用状況により異なりますが毎月2万円程ご用意下さい。
- ★ 物品購入費用・管理手数料等は引き落としとなりますので、残高が5千円以下にならないように注意し、入金をして下さい。

③ 入金方法

『事務受付』で入金していただくか、病院宛に現金書留でお送り下さい。

入金と同時に「預り証」を発行します。

4. 入院時にご持参いただきもの

①マイナンバーカード（又は健康保険証）

お持ちの方は医療受給者証、限度額適用・食事減額認定証、お薬手帳も併せて御提示ください。（生活保護を受給されている方は担当福祉を教えてください。）

②小遣い 2万円程度

入院時に必要な衣類・日用品等

③衣類 —— 普段着（夏はTシャツやタンクトップ・冬はトレーナー等）、下着、トレーニングウェア（ジャージの上下等）、靴下 *着替えは最低3組程ご用意下さい。

★精神一般病棟（閉鎖病棟）入院の患者様のみ、衣類洗濯の病院委託を承っています。病院委託される場合、洗濯料金がかかります。

料金 1枚 110円（税込み）

*病棟内での洗濯は出来ませんので委託されない場合はお持ち帰り下さい。

★精神療養病棟（開放病棟）入院の患者様は、病棟内に有料の洗濯機（1回200円）と乾燥機（1回100円）が設置されていますのでご利用下さい。

④日用品 —— 洗面器、石鹸、石鹸箱、タオル、バスタオル、シャンプー、リンス、歯ブラシ、歯磨き粉、箸、箸箱、スプーン、コップ（プラスチック製）、衣装ケース、電気ヒゲソリ（電池式）

*歩きやすい履物（院内用）をご準備ください。

*電気ヒゲソリの貸し出しは行っておりませんので、ご自身の物を持ち込んで頂くか、当院でお買い求め下さい。当院では「安全への配慮」から病室でのコンセント・電気コードの使用を禁止とさせていただいており、持ち込まれる場合は電池式の物に限らせて頂きます。（使用済みの電池は責任を持ってお持ち帰り下さい。）尚、当院では「環境への配慮」から乾電池の販売・使用はせず充電式電池のみの使用とさせていただいております。尚、充電式の必要な方は、事務所まで申し出てください。

*日用品については、当院でもご購入いただけます。

*おむつの持ち込みにつきましては、原則、禁止させていただいております。止むを得ず持ち込まれた場合は責任を持って必ずお持ち帰り下さい。（当院での処分は致しかねます。）

⑤次の物品及びその他の持ち込みについては直接病棟でお尋ね下さい。

薬品、サプリメント、コーヒー、お菓子、カセットデッキ、ラジオ、CDプレーヤー、化粧品類等。（病状により制限させていただく事があります。）

※携帯電話につきましては、院内での使用方法も含め入院時にご相談させていただきます。

⑥お菓子について

精神一般病棟（閉鎖病棟）入院の患者様には、毎週土曜日にお菓子の注文用紙を配布しています。注文されたお菓子は次週土曜日にお渡ししていますので、注文日に間に合わない入院の方は、ご自宅でご用意して下さい。

* お菓子は、当院売店でも販売していますのでご利用下さい。

* 南1病棟ではお菓子の購入、預かりをプリン、ヨーグルト類（できるだけ果肉のない物）等、のどを通りやすい物のみとさせていただきます。御家族様でお菓子を病棟へ預けられる際、ご協力よろしくお願い致します。

※持ち物に必ず名前を記入して下さい。（名前がない場合はこちらで書かせていただきます。）

※持ち込み禁止品について

貴金属、ポータブルTV、ゲーム機等は盗難・紛失防止の為お持ちにならないで下さい。（貴重品や現金等の紛失及び盗難にあわれた場合、一切の責任をおいかねます。）

刃物類、フォーク、傷みやすい物、動物等。

※当院では、患者様に最適な療養環境を提供する為、『健康増進法の一部を改正する法律』に基づき受動喫煙防止対策として敷地内禁煙とさせていただいております。

飛鳥病院入院後のご案内

1. 入院費等の支払いについて

①入院費について

お支払方法

1ヶ月計算、後払いです。翌月の12日に費用計算が出ますので、12日～末日までの間に病院受付窓口でお支払いいただくか、郵便局より現金書留でご送金下さい。入院料の請求書の発行は致しません。(支払金額は面会時に受付で確認していただくか、お電話で問い合わせてください。)銀行振り込みは行っておりません。

ただし、月の途中で退院をされる場合は、退院時に精算させていただきます。

※保険証に変更がある場合は飛鳥病院事務所まで必ず御連絡をお願いします。

- ★ 受給者様の資格が無くなった時
- ★ 受給者様の氏名、居住地に変更があった場合
- ★ 受給者様の世帯主欄又は被保険者欄に変更があった場合
- ★ 受給者様の保険証の有効期限が更新された時

各公費、各種受給者証、限度額適用・食事減額認定証等においても変更が御座いましたらお知らせ下さい。

②治療（看護）とは直接関係のない「サービス等」をご利用された場合の費用徴収について

これらに該当するサービス等をご利用された場合には、事前の同意に基づき、所定の料金を他の日用品費の購入代金と併せて「預り金」より自動的に徴収させていただきます。尚、徴収させていただいた場合は他の費用と区別して御希望者には「領収書」を発行させていただきます。

<該当する主な項目>

- ★預り金（お小遣い）管理費
- ★病院への委託洗濯料
- ★理髪料
- ★借用寝具類の破損費
- ★おむつ類代
- ★その他日用品、電化製品等貸出料等
- ★プリペイドカード

③患者様の「外出等付き添い」及び「往診」等に係る交通費のご負担について

『他科受診』『搬送』（転院・出迎え入院を含む）『その他の外出』等、及び『往診』において、当病院の車両を使用した場合には、ガソリン代等の実費相当額のみをご負担いただいております。詳しくはソーシャルワーカーまで御問い合わせ下さい。

④証明書・診断書について

各種証明書・診断書については、受付窓口にて承っております。詳しくは受付窓口で御相談下さい。

なお、書類発行には規定の料金が必要です。料金は前払いさせていただきます。

2. 面会について

面会は、受付窓口で面会票に必要事項を記入し受付を済ませて下さい。『連絡方法』をご存知でない方の面会は原則お断りしています。

- ★ 面会時間は13:00～16:00までです。日曜・祝日・盆・年末年始も関係なく、この時間に面会できます。他の時間で面会を希望される方は受付まで御連絡をお願いします。
- ★ 入院中の患者様への面会は原則として自由ですが、治療上安静が必要ですので、30分位を目安に済ませてください。また、治療上必要な場合は制限させていただく場合があります。

3. 外出・外泊について

外出・外泊をされる時は主治医の許可が必要です。許可が出ているか前日迄に確認して下さい。外出・外泊を希望される方は、「許可願い」の用紙に必要事項を記入し希望日の一週間前までにお申込み下さい。お電話でも受付しています。

原則的に9:00～16:00の間に外出泊・帰院して下さい。

外出泊・帰院が届出時間より遅れる場合は、病院まで必ず御連絡下さい。

- ★ 医療保護入院をされた患者様は必ず保護者の方が病棟詰所で申し込みして下さい。
- ★ 任意入院をされた患者様は御自身または御家族様が病棟詰所で申し込みして下さい。

外出・外泊時の食事の変更は前々日の夕方までに申し出て下さい。当日に変更はできません。

医療保護入院をされた患者様の外出・外泊時は、必ず事務所受付で届出用紙を受け取り、帰院時に事務所にご提示下さい。

※精神療養病棟（開放病棟）入院の患者様は9:30～16:30までは院内開放ですが、外出・外泊するには届出が必要です。

院内と院外について

- ・院内とは、病院の敷地内（グラウンド・売店・事務所等）の事です。
- ・院外とは、病院の敷地外（外出・外泊で病院を出る）の事です。

4. 他の医療機関への受診について

当院に入院中の方は、原則として、他の医療機関を受診していただくことができません。
下記の理由等により他の医療機関への受診を希望される場合は、事前に主治医又は医療スタッフ等にご相談ください。

- ★当院入院中に、「他の病院や医院で処方してもらった薬」が切れる。
- ★当院に入院している間に、「他の病院や医院の診療予約日」が来る。
- ★当院の他に、「定期的に診療を受けている病院や医院」がある。

もし、ご相談無しに他の病院や医院を受診（家族の方のみで薬を取りに行かれた場合も含む）された場合、保険診療の対象とならず、その費用は全額患者様負担となる場合があります。診療を受けられた医療機関にもご迷惑をおかけすることになりますので、ご注意下さいますようお願いいたします。

5. 通信について

患者様が入院中、手紙やはがき等の発信や受信は制限されませんが、電話については病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

★電話について

電話の回線の都合上、患者様へ直接電話をつなぐ事はできません。御用のある方は、折り返し電話をかけていただくよう患者様にお伝えしますので、ご協力よろしくお願いします。

各病棟にプリペイド式の電話を設置しております。

プリペイドカードにつきましては、1枚1,000円《100度》を売店、受付にて販売しております（※尚プリペイドカードは当院の電話のみ対応しており、他では使用できません）。
又、退院時には未使用のカード残金については返金できませんのでご了承ください

6. 入院について

★病棟の移動について

病状が安定されますと、精神一般病棟（閉鎖病棟）から精神療養病棟（開放病棟）に移動していただけます。移動については、連絡させていただきますが、要望があれば医師又はソーシャルワーカーまで御相談下さい。

精神療養病棟（開放病棟）は患者様の自主性を尊重しますが、病棟の規則は御家族様も十分ご理解下さい。

★南1病棟入院の御家族様へのお願い

南1病棟では病棟の特性上、高齢者や認知症の患者様が多く入院されており、中には他の患者様の持ち物やお菓子を誤って使用されたり食べてしまったりする方もおられます。又、嚥下難のある方や食べ物を一気に口に詰め込まれる方もおられ、食べ物をのどに詰め容態が急変する患者様が少なくありません。そういった事故を防ぐ為に南1病棟ではお菓子の購入・預かりをプリン・ヨーグルト類（できるだけ果肉のない物）等、のどを通りやすい物のみとさせていただきます。御家族様でお菓子を病棟へお預けになられる際、ご理解ご協力よろしくお願い致します。

なお、面会時、面会室にて御家族様と一緒にお菓子を食べられる際には、患者様の年齢や病状などの個人差もありますが、極力やわらかく喉ごしの良い物を持ってきて下さい。

危険な食べ物の例として、団子・餅類・パン・カステラ・饅頭・からあげ・ゆで卵・飴玉等があります。

★患者様の安全確認の為、南館及び、敷地内の必要箇所には、カメラを設置させていただいております。

★入院生活についてお尋ねになりたい点がございましたら、遠慮なく病院職員にお聞き下さい。

なお、入院費、年金福祉サービスについてのご相談は、当院ソーシャルワーカーが承ります。

<p>〒635-0141 奈良県高市郡高取町与楽 1160 番地 医療法人 中川会 飛鳥病院 ☎0744 (52) 3888</p>							
主治医				担当ソーシャルワーカー			
主治医出勤日							
	日	月	火	水	木	金	土
午前 (9時から)							
午後 (5時まで)							

* 出勤日は都合により変更になる場合があります。

* 面談をご希望の方は事前に予約を入れて下さい。

理 念
「真のふれあい・やさしさ=Heart to Heart」
“人と人、心ふれあう医療”をめざします

趣 旨

日々のコミュニケーションのなかで、心やわらげ理解することが患者さまの早期回復につながると考え、話を聞くことを大切に“人と人、心ふれあう医療”の実践をめざします。

基 本 方 針

- 1 恵まれた環境のなかで、安らぎとより良い療養環境を提供します。
- 2 人権を尊重し、コミュニケーションを大切に、心ふれあう医療を実践します。
- 3 患者さまの社会参加を積極的に支援し、地域医療機関の責務を果たします。

- 趣 旨**
- 1 恵まれた環境のなかで、安らぎとより良い療養環境を提供します。
数々の史跡を有する飛鳥の懷に抱かれて、澄んだ空気と緑が広がる恵まれた自然環境と開放感のなかで、患者さまに日々の暮らしに落ち着きと安らぎを取り戻していただけるよう、より良い療養環境を提供し、のびやかな治療を勧めます。
 - 2 人権を尊重し、コミュニケーションを大切に、心ふれあう医療を実践します。
患者さまには、次の権利があります。
 - ・一人の人間として尊重され、個としての尊厳が守られる。
 - ・良質な医療を公平に受ける。
 - ・診療に関し、十分な説明と情報の提供を受ける。
 - ・治療に関し、自らの意思で決定し、他の医療機関の意見を求める。
 - ・個人情報とプライバシーが守られる。私たちは人権を尊重し、コミュニケーションを大切にして、患者さまの視点にたった心ふれあう医療を実践します。
 - 3 患者さまの社会参加を積極的に支援し、地域医療機関の責務を果たします。
毎日のコミュニケーションのなかで、患者さまの心をやわらげ理解することが早期回復につながります。
話を聞くことを大切に万全の医療体制を整え、ADL（日常活動）の向上とQOL（生活の質）の確保をめざして、医療スタッフ全員が情熱をもって、“人と人、心ふれあう医療”を実践することで患者さまの社会参加を積極的に支援します。
必要な入院をスムーズに受け入れるとともに、早期退院をめざして計画的な援助を行います。
関係機関と連携し、地域における精神保健活動に協力します。

患 者 様 の 権 利

- 1) 患者様は、一人の人間として尊重され、個としての尊厳が守られる権利があります。
- 2) 患者様は、良質な医療を公平に受ける権利があります。
- 3) 患者様は、診療に関して、十分な説明と情報の提供を受ける権利があります。
- 4) 患者様は、治療に関して、自らの意思で決定する権利や、他の医療機関の意見を求める権利があります。
- 5) 患者様は、個人情報ならびにプライバシーが守られる権利があります。

患 者 様 の 義 務

- 1) 診療にあたって詳しい情報を提供する義務
- 2) 医療に積極的に参加する義務
- 3) 権利を遵守し、他の患者様に対して迷惑をかけない義務